

介護保険施設などの利用料が変わります

● 居住費と食費が利用者の負担に

10月1日から介護保険制度の一部が変わり、施設サービス利用者などの居住費（光熱水費など）と食費（食材料費と調理費）を新たに負担していただくことになりました。

これまでの制度では、在宅の場合は、居住費や食費は本人が負担しているのに対し、施設に入所している場合は、これらの費用は介護保険から給付されていました。

今回の改正は、同じ要介護状態であれば、どこでサービスを受けても給付と負担が公平になるよう、居住費や食費は保険給

付の対象外とするものです。

新たな負担となるもの

- ① 介護保険施設（特別養護老人ホーム、老人保健施設、介護療養型医療施設）での居住費と食費
- ② ショートステイ（短期入所生活介護、短期入所療養介護）での滞在費と食費
- ③ デイサービス（通所介護）、デイケア（通所リハビリテーション）での食費

所得の低いかたの負担が軽減されます

所得の低いかたには、居住費・食費の負担を低く設定しています。特に、利用者負担第2段階のかた（年金額が老齢基礎年金水準相当の80万円以下）は、介護サービス費用の1割負担分の上限額を、これまでの月額2万5千円から、月額1万5千円に引き下げました。これにより、10月以降の負担額はこれまでより低くなります。

さらに、所得の低いかたの負担が一定の範囲を超えないよう、次のような制度があります。

- ・ 社会福祉法人が運営する特別養護老人ホームに入所するかたの負担軽減制度
- ・ 高齢者夫婦などで、一方がユニット型個室などの施設に入所し、一方の在宅のかたの生活が困難となる場合の負担軽減制度
- ・ 介護保険法施行前から、特別養護老人ホームに入所されているかたの負担据え置き制度
- ・ 利用料を払った場合に生活保護の適用となるかたへの負担軽減制度
- ・ 各種負担軽減制度の適用を受けるには、申請が必要です。

介護保険に関するお問い合わせや相談は、お気軽に長寿支援課 ☎ 493 1111（内線402）までどうぞ。



● 介護保険施設の居住費・食費の負担額

利用者負担	対象者	居 住 費				食 費
		多 床 室	従 来 型 個 室	ユ ニ ッ ト 型 準 個 室	ユ ニ ッ ト 型 個 室	
第1段階	生活保護受給者	0円	① 1万円 ② 1万5千円	1万5千円	2万5千円	1万円
第2段階	世帯全員が市市民税非課税 課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下のかた	1万円	① 1万3千円 ② 1万5千円	1万5千円	2万5千円	1万2千円
第3段階	利用者負担第2段階以外のかた（課税年金収入が80万円以上266万円未満のかた）	1万円	① 2万5千円 ② 4万円	4万円	5万円	2万円
第4段階	上記以外のかた	1万円	① 3万5千円 ② 5万円	5万円	6万円	4万円

利用者の負担上限を設定

第4段階の負担額は、利用者と施設の契約で設定されます。表の額は参考額です。ユニット型個室とは個室と共同生活室で構成されるもの、ユニット型準個室とは基準面積などユニット型の基準が緩和されたものです。従来型個室とは単独の居室だけで構成されるものです。①は特別養護老人ホーム、短期入所生活介護の場合、②は老人保健施設、介護療養型医療施設、短期入所療養介護の場合です。